

問題社員の対応と労働基準法改正について

働き方改革、ハラスメント防止、同一労働同一賃金、最低賃金大幅アップ、パートの社会保険加入拡大など、労働者の労働環境は大幅に変化しています。その中で企業は、慢性的なマンパワー不足のため求人に応募者があれはほぼ無条件で採用しているケースも見受けられ、採用時のトラブルも多くなったように感じます。

その他、問題社員が発生してしまった場合であっても、社員は労働基準法、労働契約法等で保護されているため、必要な指導や注意であっても、「パワハラ」と言わされることを避け、その対応に苦慮しています。

問題社員の対応について事例等も交えながら話ししたいと考えています。

また、令和8年は労働基準法の大幅改正が予定していますので、併せてお話ししたいと考えています。

開催日時 令和8年2月26日(木) 午後1時30分～午後3時30分

会 場 一般社団法人 西北労働基準協会

(五所川原市大字唐笠柳字藤巻 495-3 TEL0173-35-6336)

講 師 五所川原サポートオフィス

社会保険労務士・行政書士 榎川 智 氏

厚生労働省(旧厚生省)の国家公務員として、厚生省、地方医務局(現厚生局)、国立病院などで18年勤務後、平成15年に五所川原市内で社会保険労務士、行政書士事務所を開業し、地元企業様のご支援により現在に至ります。
また、ファイナンシャルプランナーとして、日本FP協会主催の一般向けのお金に関するセミナーや相談会にも講師相談員として参加しています。

定 員 40名程度

受 講 料 会 員 : 無 料 / 非会員 : 2,000円

申込締切 2月16日(月)までに下記申込書へご記入の上FAXにてお申込み下さい。

令和8年2月26日開催 労務セミナー申込書

(公社)五所川原法人会 宛

FAX 0173-35-1822

令和 年 月 日

事業所名

TEL

FAX

参加者名	参加者名